

	医療機関の開設届出 (許可) 事項の変更届	薬局開設許可の変更届 出	保険医療機関及び保険 薬剤師届出事項変更 (異動) 届	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
届出(報告)義務 の対象者	開設者	開設者	開設者	管理者	開設者
届出(報告)先	都道府県知事 (診療所又は助産 所の場合は、開設 地が保健所を設 置する市又は特 別区のある場合 においては、市長 又は特別区の区 長。)	都道府県知事 (開設地が保健所 を設置する市又は 特別区の区域に ある場合におい ては、市長又は 特別区の区長。)	管轄地方厚生局長 等 (保険医療機関又 は保険薬局の所 在地を管轄する 地方厚生局等の 分室がある場合 においては、当該 分室を経由して 行う)	都道府県知事	都道府県知事
25 届出(報告)期限	変更後10日以内	変更後30日以内 (一部変更前)	変更後速やかに	変更後速やかに	変更後速やかに
様式・システム等	都道府県、保健所 設置市、特別区が 様式を規定	厚生労働省令で届 出様式を規定 (添付書類様式は、 都道府県、保健所 設置市、特別区が 例示)	紙(※)又は保険 医療機関等電子申 請・届出等システ ムで提出 (※)通知で様式 例を規定	G - m i s	G - m i s
根拠条文	医療法第8条 医療法施行令第4条 医療法施行令第4条の 2	薬機法第10条 薬機法施行規則第16条 薬機法施行規則第16条 の2	保険医療機関及び保険 薬局の指定並びに保険 医及び保険薬剤師の登 録に関する省令第8条	医療法第6条の3	薬機法第8条の2 薬機法施行規則第11 の4

重点番号6:医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る
手続の見直し(厚生労働省)

	医療機能情報提供制度の共通情報の項目										医療機能情報提供制度にはない項目												
	病院等の名称	病院等の開設者	病院等の管理者	病院等の所在地	病院等の案内用の電話番号及びファクシミリ番号	診療科目(助産所除く)	診療科目別の診療日(助産所除く)	診療科目別の診療時間(助産所除く)	病床種別及び届出又は許可病床数(歯科保健所及び助産所除く)	(助産所の場合)就業日	(助産所の場合)就業時間	現に病院・診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨	同時に二以上の病院又は診療所を開設し、又はその旨	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員	診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日、診療時間	薬剤師が勤務するときは、その氏名	敷地の面積、平面図	建築物の概要及び平面図	(開設者が法人であるとき)定寄行為又は条例で定めて公共用水域に汚水を排出しようとする公共用水域の種類、名称、場所、方法	管理者・診療科名・住居表示・保険医療機関の名称・診療時間の変更年月日等	保険医の氏名・保険医の登録番号及び医師等登録番号・担当診療科名・勤務形態・異動年月日	保険医療機関の開設者又は管理者が指定の取消になる場合が発生した場合の旨及び年月日	
医療機関の開設届事項の一部変更届(診療所の開設者が医師等の場合)	○	※添付書類が必要	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○						
医療機関の開設届事項の一部変更届(病院又は診療の開設者が医師等ではない場合)	○	○	○	○		○		○											○	○			
保険医療機関・保険薬剤師届出事項変更(異動)届	○	○	○			○														○	○		○

	薬局機能情報提供制度の共通情報の項目										薬局機能情報提供制度にはない項目									
--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

26	薬局の名称	薬局開設者の氏名	薬局管理者	営業日	健康サポート薬局である旨の表示の有無	薬剤師不在時間の有無	薬局開設者が法人である場合の責任者の氏名、薬局開設者の住所	薬局の構造設備の主要部分	営業時間	薬局の管理者の住所・週当たり勤務時間数	薬局の管理者以外の当該薬局において業務に就く者又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類	当該薬局において併せ行う医薬品の販売業務の種類	当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一号(特定販売を行う医薬品の区分のみを要し、変更した場合を除く。)	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	※薬局機能可能電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス	特売の有無	特売の実施の有無	特売を行う際の通信手段	販売に際して使用する医薬品の区分	特定販売を行う時間	特売を行う時間	特売を行う時間がある場合はその時間	特定販売を行うことについて法第四項第二項の申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を記載する場合はその名称	特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告を主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要	特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うための必要な設備の概要	管理者・住居表示・保険薬局の名称・開局時間の変更年月日	保険薬剤師の氏名・登録番号及び医師等登録番号・勤務形態・異動年月日	保険薬局の開設者又は管理者が指定の取消になる場合が発生した場合の旨及び年月日	
薬局開設許可の変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保険医療機関・保険薬剤師届出事項変更(異動)届	○	○	○	○						○																○	○		○	

【関連文書抜粋】

＜学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）＞
（文部科学事務次官通知 平成31年3月18日）

学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図りつつ、高い徴収率を挙げている例もある。また、学校給食費については、既に地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れる²公会計方式にしている地方公共団体も一定程度存在する。先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。

仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきであって、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く公表することにより、各地域の取組を促す。

【取組事例】

<高知県教育委員会>

教育委員会が金融機関と委託契約を結び、希望する保護者については、授業料（公会計）を含む学校徴収金を、保護者の口座から県の口座・学校の口座に振り替えられる仕組みを整えている。口座振替の手続きについても、保護者は1種類の振替依頼書を提出すればよく、書類提出等を二重に求めることはない。

28

<鳥取市教育委員会>

平成29年度の夏より、学校給食費、指定補助教材費等の公会計化に向け、保護者説明会の実施や各種申込書の準備を進め、平成30年度より公会計化を実施している。市内同一システムの利用による事務処理の負担軽減や、教師が従来行っていた徴収・管理業務の削減を図っている。

また、公会計科目の未納への対応や、振替ができない家庭への連絡は、市教育委員会が電話連絡等を行い、学校の負担軽減を図っている。

<これまでの状況>

- 日本赤十字社の地区区分(※1)は、日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されているが、その業務は、地方公共団体や市区町村社会福祉協議会等の職員のご協力をいただきながら実施されている。

(※1)市区町村等をその活動範囲として赤十字活動を行う組織。

- 地方分権提案も踏まえ、日本赤十字社において実態調査や聞き取りを行っているところであるが、日本赤十字社の資金等に係る事務の取扱いは、地域の事情によって様々な状況。
- ・ 全国に約2,300箇所地区本部・地区・区分があり、その地区区分等の約7割が、地方公共団体の職員に一部業務を担っていただいている(1,718箇所)。その他は、主に社会福祉協議会など。
 - ・ 地区区分等では、会員や義援金の募集・資金処理、災害救護、赤十字奉仕団の活動の管理、地域福祉活動などの業務について、地域の実情等に応じて選択的に実施。
 - ・ 日本赤十字社では、地区区分長や事務委員等を委嘱。地区区分等の長は、約8割が地方公共団体の長。そのほかは、福祉事務所長などの役職員や、地域の社会福祉協議会の長など。
 - ・ 地方公共団体の職員が担っている場合(1,718箇所)、公金に準ずるものとして要綱等で独自の金銭管理のルール等を適用している場合もある。

<対応の検討等>

- 更に実務の実情等を確認するため、個別に自治体への追加的な聞き取り等も進めているところ。併せて、関係省庁等と連携して、自治体職員による日本赤十字社への協力や地方自治法の現金管理に関する規定との関係等について整理を進めているところ。

- なお、ご提案の検討に当たっては、他のいわゆる準公金とされるものとの関係、多様な自治体の実情、自治体での業務負担や体制等への影響と協力関係への影響など、様々な観点からの丁寧な検討が必要。

- その上で、引き続き、日本赤十字社と地方自治体との相互協力関係を今後とも適切に確保できるようにすること、日本赤十字社の貢献活動やその基盤に支障が生じないように十分に留意しつつ、地方自治体職員の実務負担への影響、各自治体の実情や判断等を尊重していく観点等も踏まえながら、適正かつ円滑な資金管理が図られるよう、当該協力に係る事務の根拠等の明確化や、事務処理の適正化等について、関係省庁等とも連携しつつ、検討を進めていく。